

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成27年7月1日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成27年6月3日に奈良県警察が公表した〇〇署巡査部長による犯人隠避及び虚偽公文書作成・同行使容疑にかかる事件について、これを契機として奈良県警察が再検証した過去の道路交通法違反告知について、その必要性や妥当性について取り纏めたもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成27年7月9日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成27年8月23日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、原処分を取り消し、当該行政文書を開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

平成27年9月3日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、当該行政文書を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

道路交通法における違反告知については、奈良県警察は公平かつ公正にその職務を

執行する義務を有しているものであるから、開示請求対象にかかる事件が発生すれば過去の道路交通法違反告知について、その必要性や妥当性について検証を行っているべきであり、当該行政文書を作成していないとは考えられない。

奈良県警察では、道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号に規定されるチャイルドシートの着用義務の免除規定に関して、警察庁からの通達（警察官は警察庁からの通達の存在を否定、奈良県警察も情報開示請求に対して当初は不存在を理由として不開示）に反して、オムツを交換する際には適用されないと主張し、その理由としてオムツの交換中に起きた悲惨な事件の再発防止を図るためであると警察官が自らの経験則に基づいた説明を行っている。

また、道路交通法第71条の3に規定する座席ベルトの着用義務についても、当方が他の都道府県警察において誤った運用を行っている旨の指摘を奈良県警察に行ったにもかかわらず、奈良県警察は1件たりとも誤った告知をしたことはない旨の主張を行っている。

確かに、奈良県警察管内では上記のチャイルドシートの着用義務について、当方以外にもオムツ交換をしている者に対して広く違反告知を行っていると説明しており、座席ベルトの着用義務についても自動車の構造にかかわらず広く違反告知を行っているものと推測されることから公平性の観点から問題が無いように見受けられる。

しかし、チャイルドシートの着用義務に関しては警察庁から通達が出されており、その内容に従っている都道府県警察がある可能性があること、また、座席ベルトの着用義務に関しても他の都道府県警察の中には、誤った運用を行っていた旨の発表をしていたことを考えると、奈良県警察と他の都道府県警察では、道路交通法の解釈・運用に差異が生じているものと想定されることから、公平性の観点からの指摘を免れない。

そもそも、奈良県警察本部長（奈良県公安委員会）が警察官の道路違反告知については、1件たりとも誤った告知は存在しない旨の主張を公文書を以って行うことは、行政救済の観点から非常に問題であり、奈良県警察本部長は、他の都道府県の状況を注視しつつ、瑕疵ある違反告知をいかに少なくさせるかという観点から所属の警察職員を指揮監督すべきである。

仮に開示請求対象にかかる事件について、その必要性や妥当性について検証を行っていないのなら、奈良県公安委員会は警察法第50条第2項に基づく勧告について検討すべきで時期に来ていると考える。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 不開示とした理由

(1) 本件対象文書について

審査請求人の開示請求の内容は「平成27年6月3日に奈良県警察が公表した〇〇署巡查部長による犯人隠避及び虚偽公文書作成・同行使容疑にかかる事件について、これを契機として奈良県警察が再検証した過去の道路交通法違反告知について、その必要性や妥当性について取り纏めたもの。」であったことから、審査請求人が求める行政文書は、奈良県警の警察官（以下「本件職員」という。）が犯人隠避及び虚偽公文書作成・同行使容疑で逮捕された事案（以下「本件非違事案」とい

う。)を受けて、奈良県警察が、過去に行なった道路交通法違反事件の処理や判断が正当なものであったか否かについて再検証をした上で、その必要性や妥当性などの結果を記録した文書と認められた。

(2) 本件非違事案の概要について

審査請求人が本件開示請求において対象行政文書を作成する契機とした本件非違事案の概要は、本件職員が高速道路交通警察隊勤務時に、本来なら違反告知すべき交通違反を認知していたにもかかわらず、違反者に対して金品等を要求し受領して違反告知を行わなかった、いわゆるもみ消し事案である。

(3) 本件職員が過去に違反告知した事案の再検証について

本件非違事案の発生を受け、奈良県警察では再発防止のための様々な調査・検証・検討を行ったことは事実である。しかしながら、上記(2)のとおり、本件非違事案は、その全てが違反告知すべき交通違反を違反告知しなかったものであることから、本件職員が、速度違反自動取締装置(オービス)によって撮影されているものの「違反者不明」として違反告知ができない旨の決裁を受けた事案(すなわち、違反告知がなされていない事案)については、検証を行ったが、本件職員が過去に違反告知を行った交通違反については、その正当性、必要性及び妥当性について改めて検証する必要がなかったものであり、かつ、検証した事実もないものである。

(4) 本件職員以外の警察官が違反告知した事案の再検証について

本件職員以外の警察官が違反告知を行った交通違反についても、上記(3)と同様に改めて検証する必要性はなく、かつ、検証した事実もないことから、本件処分を行ったものである。

(5) 以上のことから、審査請求人が請求する行政文書は不存在である。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、本件決定について原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「平成27年6月3日に奈良県警察が公表した〇〇署巡查部長による犯人隠避及び虚偽公文書作成・同行使容疑にかかる事件について、これを契機として奈良県警察が再検証した過去の道路交通法違反告知について、その必要性や妥当性について取り纏めたもの。」（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

本件開示請求において、審査請求人が開示を求めている行政文書は、本件非違事案を受けて、実施機関が行った過去の違反告知についての再検証結果を取りまとめた行政文書であると解される。

諮問実施機関は、本件非違事案は本件職員が違反告知すべき交通違反を認知していたにもかかわらず、違反告知を行わなかった事案であることから、本件職員が違反告知を行わなかった事案については検証を行ったが、本件職員及び本件職員以外の警察官が違反告知を行った交通違反については、その必要性及び妥当性について改めて検証する必要がなかったため、検証した事実はない旨説明している。

一般に、犯罪捜査等において、警察官による不適切な事案が発覚した場合、他の同様の不適切事案の有無について確認するため、当該職員が過去に行った事案についても改めて検証することは必要になるものと考えられるが、本件事案は、違反告知をすべき交通違反について違反告知を行わなかった点が不適切であったことから、本件事案における検証の目的に鑑みれば、違反告知を行った交通違反についてまで、その必要性及び妥当性について改めて検証していなかったとしても、不自然とは言えない。

また、実施機関において該当する文書を探索したが見当たらなかったとのことである。

これらのことから、本件対象文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測される特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できる。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成27年 9月 3日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成27年10月 8日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
令和 3年 3月24日 (第251回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 4月23日 (第252回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 7月 2日 (第253回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 3年 8月12日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	